

審査基準整理票

処分名	後期高齢者医療保険料に係る延滞金の減免		
根拠法令名	大津市後期高齢者医療に関する条例		(条項) 第6条第3項
基準法令名	大津市後期高齢者医療に関する条例		(条項) 第6条第3項
所管部署	健康保険部(局) 保険年金課(室) 高齢者医療係		
標準処理期間	60 日	法定処理期間	- 日
【審査基準】	・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
延滞金の減免に係る審査基準は、大津市後期高齢者医療に関する条例第6条第3項に規定する要件に該当していることを基準とする。			

【根拠・基準法令】

大津市後期高齢者医療に関する条例（以下「条例」という。）

（延滞金）

第6条 普通徴収の納付義務者が納期限後にその保険料を納付する場合には、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

3 市長は、普通徴収の納付義務者が納期限までに保険料を納めないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、前2項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

【条例第6条第3項に規定するやむを得ない理由】

（1）納付義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき、またはこれに準ずる家庭状況にあると認められるとき。なお、これに準ずる家庭状況にあるときとは、世帯全員の直近3か月分の収入の一月当たりの平均額が生活保護基準額に準じて算出した基準額の1.1倍未満であるときとする。

（2）納付義務者が継続して3か月以上失業状態にあり、生活が困難と認められるとき。

（3）納付義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったことにより生活が困難であると認められるとき。

（4）納付義務者、又は、その者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷し、生活が困難と認められるとき。

- (5) 納付義務者がその事業につき、著しい損害を受け、生活が困難と認められるとき。
- (6) 納付義務者がその事業を廃止し、又は休止したことにより生活が困難と認められるとき。
- (7) 納付義務者が破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続開始の決定を受けたとき。
- (8) 納付義務者が後期高齢者医療保険料の減免若しくは減額の措置を受けているとき。
- (9) 前各号に該当する場合を除くほか、特に必要と認めるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。